

医療的ケアが必要なお子さんの入所までの手続き

① 医療的ケアが必要な児の入所に関する案内

○小田原市役所保育課へご相談ください。
Email:hoiku@city.odawara.kanagawa.jp
TEL: 0465(33)1451

② 入所利用相談・面談

保育課職員
医療的ケア児等コーディネーター

○利用開始までの流れを説明します。
○お子様の健康状態の確認をします。
「医療的ケア児面接記録票」(第1号様式)
「医療的ケア実施申込書」(第2号様式)
「医療的ケアに関する医師意見書」(第3号様式)
の提出をお願いします。
○医療的ケアが実施可能な保育所等に関する情報を提供します。

③ 施設の見学 9月上旬まで随時

○原則、お子様と一緒に施設の見学をします。
実施施設のスタッフのほか、お子様の医療的ケアに携わる関係機関のスタッフが同席します。状況に応じ、市の職員も同行します。

④ 実施施設の園医への受診 9月上旬まで随時

○実施施設の園医への受診をお願いします。
園医と面談し、医療的ケアの内容を中心とした確認や相談等を行います。
面談内容は、⑤の通所検討会議に伝えられます。

⑤ 医療的ケア児通所検討会議の開催

○「医療的ケア児通所検討会議」を開催し、医療的ケアを実施するにあたり、保育を行う上での施設における配慮事項等に関して、医師等から意見を伺います。
○実施施設における医療的ケアの実施が可能かどうか協議します。

⑥ 医療的ケア実施について結果の連絡 10月下旬

○通所検討会議での協議結果を踏まえて、**医療的ケア内定又は保留**を、保護者に通知します。

⑦ 保育所入所の申請

(利用申請の締め切り)

1 次募集 11 月初旬頃

2 次募集 1 月頃

○医療的ケア内定通知を受け、医療的ケアが実施可能となった場合は、保育所の入所申し込み手続きを行います。

「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」に必要事項を記載し、必要書類を添付して保育課窓口にて期日までに提出してください。

⑧ 保育所受け入れ調整結果の通知

1 次…12 月下旬

2 次…2 月下旬

○保育所利用の「内定」の通知が届いたら、保育所（実施施設）に連絡を取って、面談を行ってください。

⑨ 保育所と面談

2 月～3 月

【保育所入所決定の場合】

○医療機関で「医療的ケア指示書」（第 6 号様式）を作成してもらい、面談時に保育所等へ提出してください。

○保育所から入所にあたっての説明（園のしおり等）を受け、医療的ケアの実施方法を確認したのち、

「医療的ケアを必要とする児の保育に関する同意書」（第 5 号様式）を提出して下さい。

○「医療的ケア実施通知書」（第 7 号様式）が届きましたら、

「医療的ケア実施承諾書」（第 8 号様式）を提出してください。

⑩ 保育所利用開始

4 月

○慣らし保育を実施し、保育所の利用を開始します